

【諮問第231号】

22川情個第3号  
平成22年4月16日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成21年4月10日付け21川健庶第86号で諮問のありました、公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長の行った文書不存在を理由とする拒否処分の判断は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成21年3月26日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市（以下「実施機関」という。）に対し、健康福祉局長が、異議申立人の健康福祉局総務部企画課からの異動に際して、「人権侵害等」を行わせた経過や目的等について、副市長に報告し協議をした際の関係書類の写しの交付を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に対し、当該文書は作成していないとして、平成21年3月30日付けで文書不存在による開示請求拒否処分を行った。

異議申立人は、平成21年4月6日付けで、「文書不存在という処分に疑義を感じる」として、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った。（当審査会諮問第231号事件）

## 3 異議申立人の主張要旨

平成21年6月19日付け意見書及び同年12月15日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 各副市長は、副市長の事務分担規則に基づき、担当局の状況について、絶えず注視すると共に指導をする立場にある。以前の職場でも副市長から局長、次長に問い合わせの電話がよくあったと聞いている。これは当然のことで、副市長としての職責である。
- (2) 一方、担当の局は所管局内の様々な事案に関して、副市長に相談や協議をすることが求められている。まして、本件のように長期化している問題に関しては、担当副市長に相談や協議をしながら進めたはずである。
- (3) 健康福祉局の要請を受けて、総務局人事課が起案した、懲戒処分を行うための伺い文（19川総人第690号）には副市長の決裁が押印されている。当該文書は異議申立人が以前、公文書の開示請求を行った際、部分開示となった文書である。健康福祉局は当時、副市長に説明・協議を行っているはずである。

## 4 実施機関の主張要旨

平成21年5月26日付け処分理由説明書及び同年11月13日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 異議申立人が主張する「人権侵害等」を行った事実はないため、対象公文書は存在しない。
- (2) 異議申立人に関して健康福祉局長が副市長に報告し協議した文書を作成していないため存在しない。
- (3) 懲戒処分の手続きに関しては総務局が所管している。したがって今回の処分に関しても、健康福祉局としては総務局に關係書類を提出し、総務局が副市長に報告、

決裁をしている。

- (4) 通常、1週間に1、2回程度健康福祉局長は副市長に事業説明を行うが、本件について資料を作成したという記録は残っていない。

## 5 審査会の判断

- (1) 異議申立人は、健康福祉局総務部企画課から異動となったことに伴い、異議申立人の管理していた書類等が異動先の倉庫に移され、その後、異動先の上司及び健康福祉局長から上記書類等の仕分けを命じられたが、これに従わなかったとして平成19年11月15日付けで懲戒処分（以下「本件懲戒処分」という。なお、異議申立人の主張する平成19年12月28日付け懲戒処分は、平成19年11月15日付けの誤記である。）となったことに関し、「健康福祉局長が副市長に報告し協議した際の関係書類」が存在するはずであるとして、その写しの開示を求めたものである。

これに対し、実施機関は、本件懲戒処分に関し、健康福祉局長が副市長に報告し協議した文書は存在しないとして、開示請求に対し拒否処分を行った。

そこで、本件懲戒処分に関し、本件開示請求の対象となる文書が存在するか否かについて検討する。

- (2) 人事異動及び懲戒処分の主管は、総務局人事部人事課であって、健康福祉局ではない。また、異議申立人より意見陳述の際に提出された本件懲戒処分についての回議書によっても、主管は総務局人事部人事課であることが明記されており、かつ、副市長の押印はあるものの、健康福祉局長の押印はない。

したがって、健康福祉局長が副市長に対し、本件懲戒処分に関して、報告や協議を行ったことをうかがわせる事実は存在しないものであり、健康福祉局長が副市長に報告し協議した書類も作成しておらず存在しないという実施機関の説明には合理性がある。

- (3) よって、本件開示請求の対象となる文書が存在しないことを理由に実施機関が行った拒否処分の判断は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 鈴木庸夫  
委員 高岡香  
委員 安富潔  
委員 葭葉裕子